平成２４年（フ）第２８９号
宮崎市船塚３丁目50番地
破産者　工藤　清子
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２００号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目77番地３
破産者　柴田　和正
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第８８４号
大阪市住之江区南港中２丁目５番21―910号
破産者　いとうかったぁこと　伊東　正孝
1　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
2　一般調査期日　平成25年８月22日午後３時30分
平成25年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６８号
大阪市西淀川区野里２丁目16番24号
破産者　武　　和光
1　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
2　一般調査期日　平成25年９月５日午後３時30分
平成25年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１号
大阪府東大阪市菱江４丁目３番31号
破産者　有限会社西田電建
1　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
2　一般調査期日　平成25年８月26日午後３時
平成25年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１５４１号
福岡県大野城市仲畑２丁目10番27号
破産者　株式会社ナックアシスト
異議申述期間　平成25年８月12日まで
平成25年６月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６９号
宮崎県延岡市北浦町三川内5420番地１
破産者　馬場　　真
異議申述期間　平成25年８月14日まで
平成25年６月14日　宮崎地方裁判所延岡支部

監 督 命 令

平成２５年（再）第２号
仙台市若林区遠見塚３丁目７番６号
再生債務者　株式会社肉伸
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　仙台市青葉区一番町１丁目17―24　高裁前ビル４階　ひかり法律事務所　弁護士　亀田紳一郎
平成25年６月14日
仙台地方裁判所第４民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第６号
千葉県船橋市金杉７丁目20番12号
再生債務者　入浦　智洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年６月13日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再）第２号
新潟県三条市石上３丁目６番23号
再生債務者　株式会社中屋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年６月13日　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（再）第３号
名古屋市西区稲生町１丁目70番地の５
再生債務者　中村　浩久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年６月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２０年（再）第２号
和歌山市粟211番地の５
再生債務者　株式会社やまき食品
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年６月13日　和歌山地方裁判所民事部

再生手続廃止・保全管理命令及び包括的禁止命令

平成２２年（再）第２号
広島市佐伯区五日市町大字石内5135番地
再生債務者　株式会社井場工務店
1　主文
⑴　本件再生手続を廃止する。
⑵　保全管理人による管理を命ずる。
⑶　すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
2　保全管理人　広島市中区上八丁堀４番28号松田ハイツ205号高岡優法律事務所　弁護士　高岡　　優
3　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成25年６月14日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第５号
千葉県茂原市東部台３丁目５番地11
再生債務者　渡邉　康雄
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月18日から平成25年８月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再イ）第４２号
愛知県清須市阿原宮東191番地　ステニティ203
再生債務者　坂井　　玲
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月12日から平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１３６号
札幌市厚別区厚別東５条３丁目24番地10　サーム新札幌1006号
再生債務者　鎌田　隆英
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月22日から平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第６号
静岡県焼津市石津79番地の２
再生債務者　宮川　繁満
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部